

事後的に分割・縮小される光配線区画に ついての接続事業者様の予見性の向上や 影響の緩和のための措置の公表

平成27年12月22日
N T T 西 日 本

平成27年9月14日、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」の中で、『～略～ NTT東西において、1光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、2接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、3工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者速やかに確認を行う手順を設けること、4光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。』との見解が示されました。

当社はこれを踏まえ、下線1～4について、以下のとおり公表いたします。

1. 光配線区画を分割・縮小する事例の類型化について

光配線区画を分割・縮小する事例を4つに類型化いたしました。（詳細は3～7ページをご参照ください。）

2. 光ファイバ開通申込受付システムの回線原簿の更新について

光ファイバ開通申込受付システムの回線原簿上の光配線区画名について、接続事業者様と合意の上、平成27年10月より毎月更新しております。（詳細は8ページをご参照ください。）

3. 設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ない場合におけるその是非の確認手順について

接続事業者様と意見交換をさせていただいた結果、設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが開通工事時に判明した場合において、接続事業者様に光配線区画が変更となることを通知した上で開通工事を行う運用を引き続き実施してまいります。

今後、新たな接続事業者様が加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)への参入を希望する場合は、開通工事の実施要否を確認する手順の利用意向を確認する考えです。（詳細は9ページをご参照ください。）

4. 光配線区画内にある全ての電柱等の位置情報の定期的な提供について

接続事業者様と意見交換をさせていただいた結果、光配線区画内にある全ての電柱等の位置情報を定期的に提供する手続きを設ける検討を実施しているところであり、今後、提供に伴う諸手続きが完了し次第、提供開始する考えです。（詳細は10ページをご参照ください。）

当社は、上記1の措置が、接続事業者様にとっての事後的な光配線区画の分割・縮小についての予見性の向上に有効なものであると考えます。

さらに、上記2および4の措置によって、事後的な光配線区画の分割・縮小が接続事業者様に与える影響を緩和することができると考えます。

1-1. 光配線区画を分割・縮小する事例について

接続事業者様において、光配線区画が分割・縮小される事例を予め把握いただくために、光配線区画を分割・縮小するケースを以下の4つの事例に類型化いたしました。

【 i 】

自治体等からの要望により局外スプリッタ等の設備が地中化されることとなる場合には、地中化された局外スプリッタから、架空ケーブルを介してお客様宅までケーブルを引き込むことは、非効率な設備を構築することに繋がるため、光配線区画を分割することとなるもの。

また、地中化により光配線区画内の一部の電柱が撤去されることとなる場合に、撤去した電柱を使用して提供していたお客様宅へのケーブル配線ができなくなることにより、光配線区画を分割することとなるもの。

【 ii 】

工場・倉庫跡地等の空き地に住宅が新築され、既存の局外スプリッタ等の設備では収容できない需要量が当該の既存の光配線区画に発生すると見込まれる場合に、光配線区画を分割することとなるもの。

【 iii 】

申込時においては、申込を受けた建物の最寄の電柱等設備から引き込みを実施するよう設計したが、開通時において、お客様からのご要望や樹木・建物等の障害物により、当初設計していた引込線のルートを変更することが必要となり、かつ隣接する光配線区画に既設の局外スプリッタがない場合、お客様への早期提供の観点から、隣接する光配線区画の電柱から引き込むことができるよう、光配線区画の境界を見直すこととなるもの。

【 iv 】

旧配線方式で構築された既存の設備では収容できない需要が発生する場合に、新配線方式でのケーブル敷設に伴って光配線区画を拡大し、旧配線方式の光配線区画を見直すこととなるもの。

各事例の具体例については、4～7ページをご参照ください。

1-2. 【i】の具体例

【光配線区画の見直し前(図1)】

光配線区画①を設定した当初は、いずれのお客様宅へも電柱から引込線の引き込みが可能な状況。

【光配線区画の見直し後(図2)】

自治体等からの要望で局外スプリッタ等の設備が地中化され、または電柱が撤去されることにより、お客様宅への引き込みの方法を次のとおり変更することとなる。

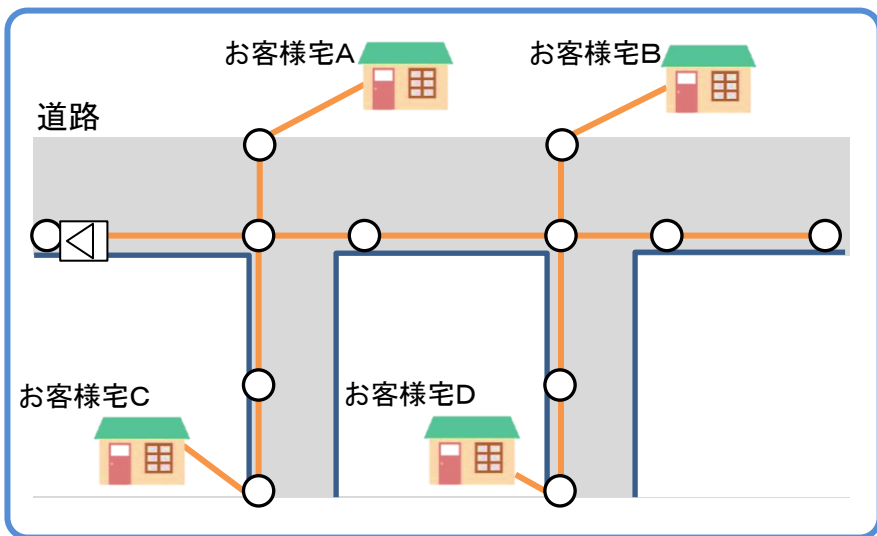
・お客様宅A・B

局外スプリッタが地下に設置され、電柱が撤去されることにより、地下の局外スプリッタに收容。(光配線区画③)

・お客様宅C・D

地下に設置した局外スプリッタから分岐端末回線を電柱へ引き上げて配線することは、非効率な設備を構築することに繋がるため、地下の局外スプリッタとは別に、電柱上に局外スプリッタを設置(局外スプリッタP)し、それに伴い、光配線区画を分割することとなる。(図2の光配線区画①)また、地中化により光配線区画内の一部の電柱が撤去されることとなる場合に、撤去した電柱を使用して提供していたお客様宅へのケーブル配線ができなくなるにより、局外スプリッタQを設置し、光配線区画を分割することとなる。(図2の光配線区画②)

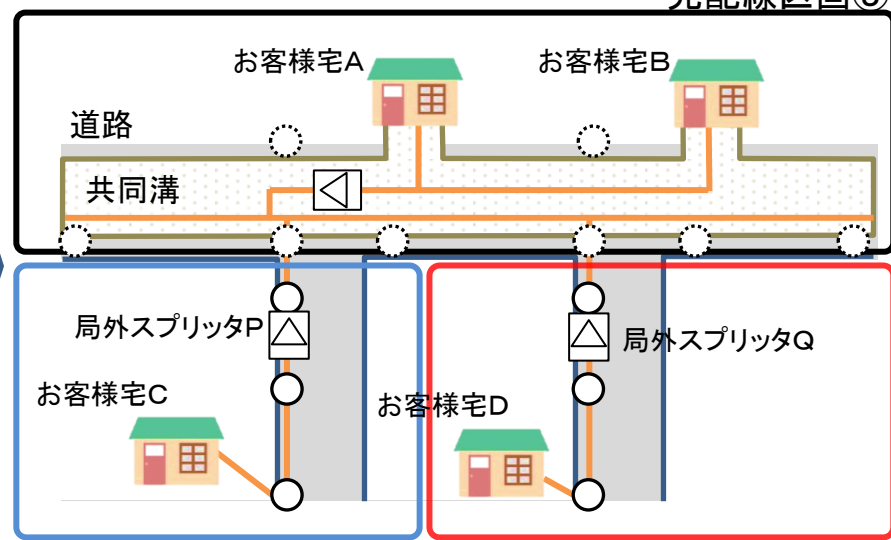
図1: 光配線区画の見直し前



光配線区画①



図2: 光配線区画の見直し後



光配線区画①

光配線区画②

1-3. 【ii】の具体例

【光配線区画の見直し前(図1)】

光配線区画①を設定した当初は局外スプリッタ1つで需要に対応可能。

【光配線区画の見直し後(図2)】

工場・倉庫跡地等の空き地に住宅が新築されることにより、既存の局外スプリッタ等の設備では収容できない需要量が当該の既存の光配線区画に発生すると見込まれる場合に、光配線区画を分割することとなる。(光配線区画②)

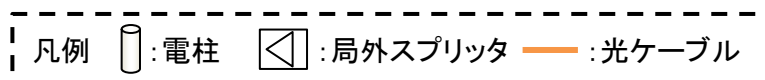


図1: 光配線区画の見直し前

光配線区画①

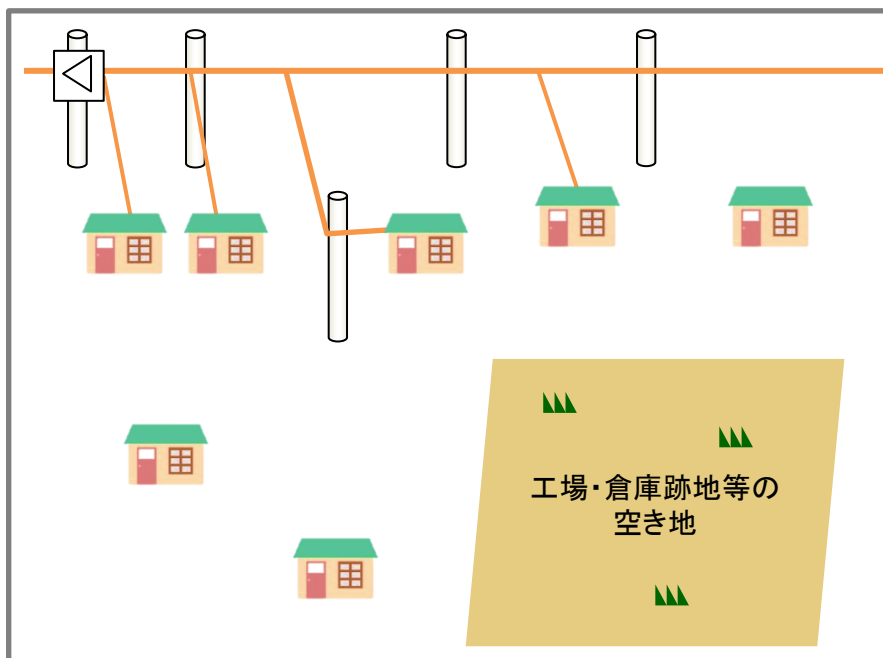
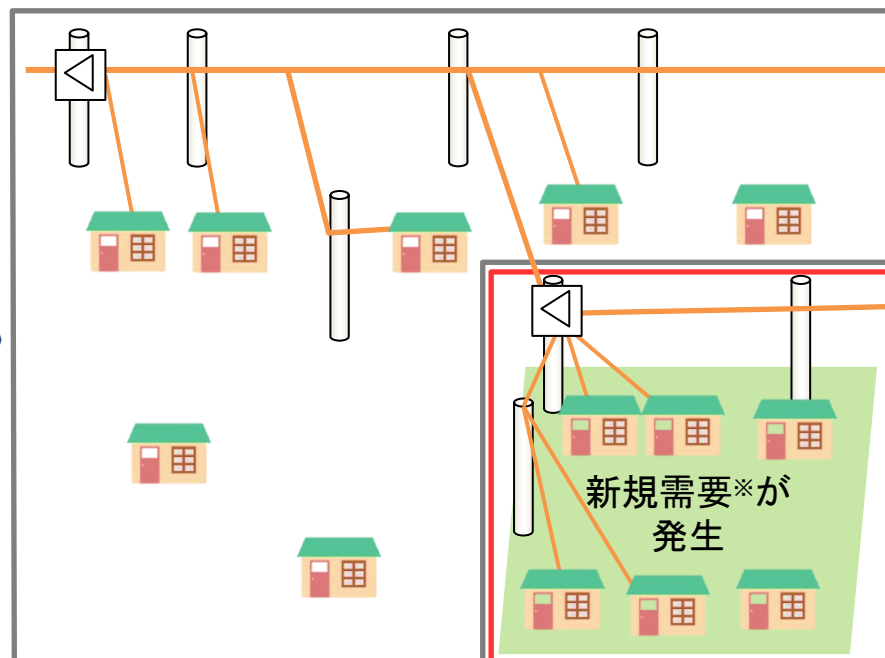


図2: 光配線区画の見直し後

光配線区画①



※光配線区画①と同程度の需要を想定

光配線区画②

1-4. 【iii】の具体例

【光配線区画の見直し前(図1)】

電柱 α は光配線区画①に所属、電柱 β は光配線区画②に所属。
お客様宅Aへは最寄の電柱 α から引込線を引き込むよう、申込時に設計。
光配線区画②には、既存の局外スプリッタが無い状況。

【光配線区画の見直し後(図2)】

開通工事時において、お客様から指定された引込口までは外壁に沿って引込線を配線する必要がある旨をお客様に説明したところ、美観上の問題から別の方法での引込を要望されたため、後日新たな局外スプリッタを光配線区画②に設置して開通する方法ではなく、電柱 β から引込線を引き込むことにより早期開通を図った結果、光配線区画の境界を見直すこととなるもの。

なお、光配線区画②に既存の局外スプリッタがある場合は、事前に合意した内容に沿った運用で事業者様に通知した上で、開通する光配線区画を変更する運用を執っている。

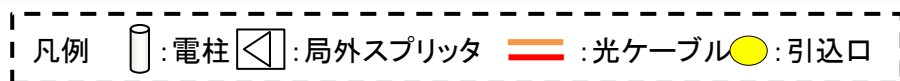


図1: 光配線区画の見直し前

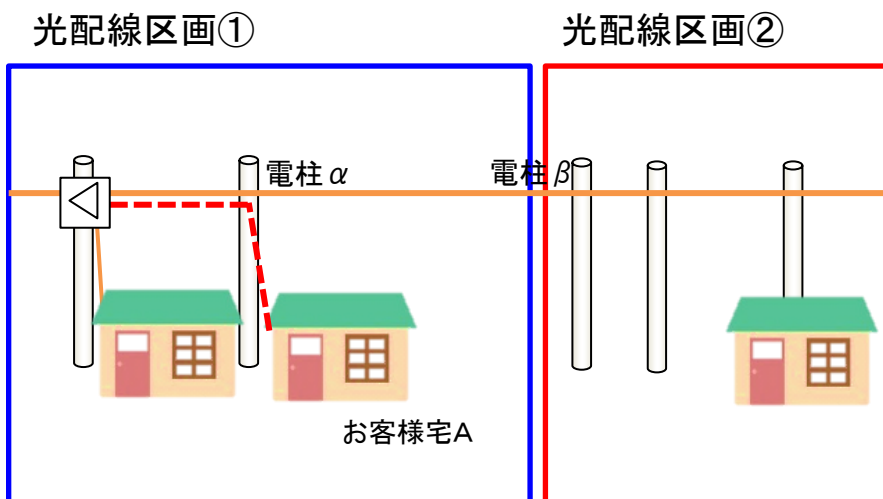
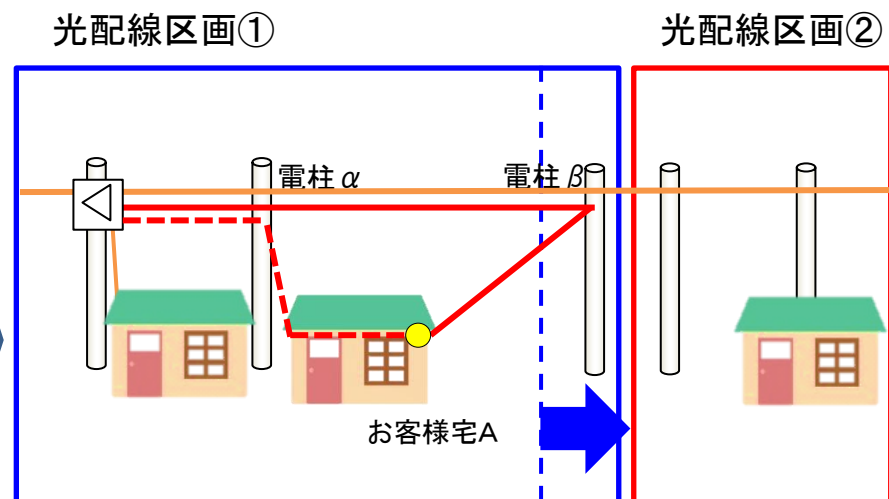


図2: 光配線区画の見直し後



1-4. 【iv】の具体例

【見直し前の光配線区画の状況(図1)】

旧配線方式で提供可能な範囲等を考慮し、光配線区画①②③を設定。

【見直し後の光配線区画の状況(図2)】

既存の設備では収容できない需要が当該光配線区画に発生する場合に、新配線方式でのケーブル敷設に伴って光配線区画を拡大し、旧配線方式の光配線区画を見直すこととなるもの(光配線区画A、B)。



図1: 見直し前の光配線区画

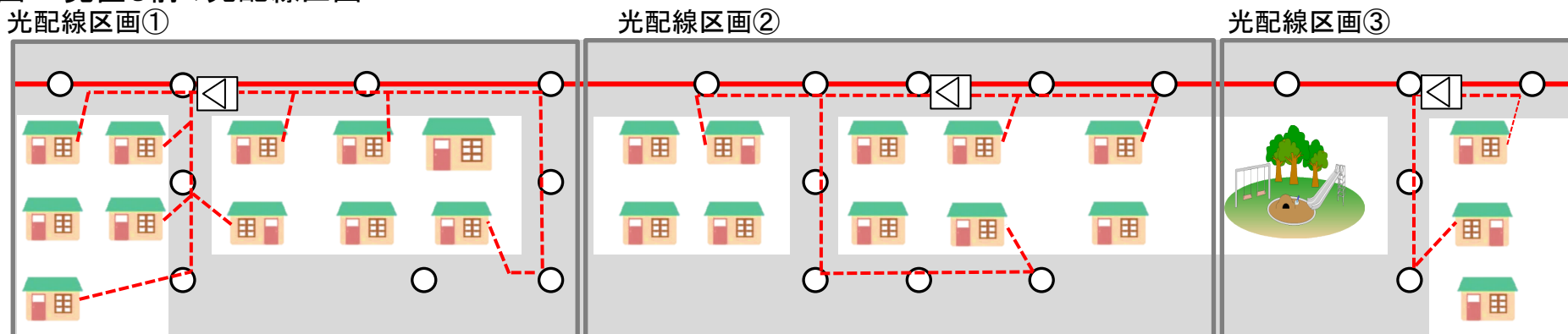
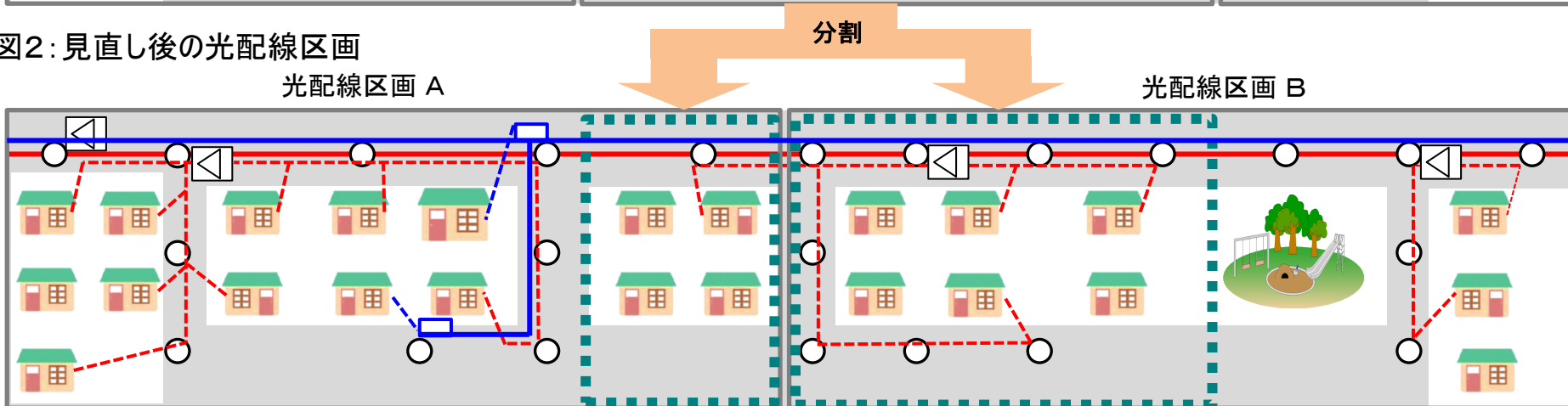


図2: 見直し後の光配線区画



2. 光ファイバ開通申込受付システムの回線原簿の更新について

光ファイバ開通申込受付システムの回線原簿には、提供当初、接続事業者様にご利用中の回線が所属する光配線区画名を掲載していませんでした。

接続事業者様から、ご利用中の回線が所属する光配線区画名を把握したいとのご要望があり、平成25年5月より、回線原簿に「設計時の光配線区画名」を掲載する機能を追加し運用してきたところです。

このたび、情報通信審議会での「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」にかかる議論の中で、他事業者様より「設計時以降に光配線区画の構成に変更※があった場合、回線の所属する光配線区画を正確に把握することができず、収容率を高めようとする営業活動ができない場合がある」とのご意見がありました。

これを改善するため、当社は、設計時以降に変更となった光配線区画名を回線原簿上で確認可能となるよう、回線原簿上の光配線区画名を定期的に更新することとし、接続事業者様の合意を得られたため、平成27年10月より毎月実施しております。

※申込時においては、申込を受けた建物の最寄の電柱等設備から引き込みを実施するよう設計したが、開通時において、お客様からのご要望や樹木・建物等の障害物により、当初設計していた引込線のルートを変更することが必要となり、かつ隣接する光配線区画に既設の局外スプリッタがある場合、お客様への早期提供の観点から、隣接する光配線区画の局外スプリッタから開通する場合等

3. 設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ない場合の確認について

当社は、現状、接続事業者様と合意の上、設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが開通工事時に判明した場合※、お客様への早期提供の観点から、接続事業者様に光配線区画が変更となることを工事前に連絡した上で、開通工事を実施しております。

設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ない場合において、開通工事実施前に接続事業者様へ開通工事の実施要否の確認を行う運用については、平成27年7月より接続事業者様と意見交換をした結果、接続事業者様は光配線区画の変更通知を受けて工事の実施要否を判断することとなり、回線開通が遅延する等のユーザへの直接的な影響が発生するため、現時点では運用の見直しを要望しないとのご意見があったことから、光配線区画が変更となることは工事前に連絡するが開通工事の実施要否の確認は行わない運用を継続することとしました。

今後、新たな接続事業者様が加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)への参入を希望する場合は、開通工事の実施要否を確認する手順の利用意向を確認する考えです。

※申込時においては、申込を受けた建物の最寄の電柱等設備から引き込みを実施するよう設計したが、開通時において、お客様からのご要望や樹木・建物等の障害物により、当初設計していた引込線のルートを変更することが必要となる場合等

4. 光配線区画内にある全ての電柱等の位置情報の定期的な提供について

当社は、接続事業者様が光配線区画の構成を把握する方法として、以下の2つの対応を行っています。

- ① 光配線区画住所情報（現在までに当社の加入電話等のご利用があった住所と当該住所が所属する光配線区画名等を掲載した情報）の提供（平成17年1月～）
- ② 光配線区画外縁情報（光配線区画の最も外側に位置する電柱等設備の座標と当該設備が所属する光配線区画名等を掲載した情報）の提供（平成25年1月～）

また、光配線区画の構成に変更があったことを把握する方法として、平成27年10月より回線原簿上の光配線区画名の定期的な更新を行っているところです。

しかし、情報通信審議会での「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」にかかる議論の中で、これらの情報を用いても、事後的に光配線区画が分割・縮小されることにより、他事業者様より分割・縮小後の光配線区画の構成を正確に把握することができないとご意見がありました。

当社は、その課題の解決策について、接続事業者様からのご意見を聞きつつ検討し、接続事業者様において全ての電柱等の位置情報の最新の情報で特定した光配線区画の範囲と過去の情報で特定した範囲との差異を確認することで、光配線区画の変更内容を把握することが可能となることから、光配線区画の構成及び構成の変更を把握する方法として全ての電柱等の位置情報の定期的な提供を行うこととし、現在提供の準備をしています。

今後、提供に伴う諸手続きが完了し次第、提供開始する考えです。

※光配線区画内にある全ての電柱等の位置情報の詳細につきましては、当社HPの「光配線区画情報に誤情報が含まれた原因および再発防止策ならびに光配線区画情報の精度向上に必要な措置の公表」をご参照ください。